

道路占用工事に伴う路面復旧(自費復旧)工事における舗装構成

CBR=2.0

交通区分		舗装構成		適用
車道部 一層敷均厚 C-40 RC-40 最大20cmまで M-40 RM-40 最大15cmまで	L交通	表層路盤(密粒度) 上層路盤(粒度調整碎石:M-40・RM-40) 下層路盤(再生クラッシャーラン:RC-40)	t=5cm t=20cm t=20cm 計45cm	TA=17.00
	A交通	表層路盤(密粒度) 上層路盤(粗粒度) 上層路盤(粒度調整碎石:M-40・RM-40) 下層路盤(再生クラッシャーラン:RC-40)	t=5cm t=5cm t=15cm t=25cm 計50cm	TA=21.50
	B交通	表層路盤(密粒度改質Ⅱ) 上層路盤(粗粒度) 上層路盤(瀝青安定処理) 上層路盤(粒度調整碎石:M-40・RM-40) 下層路盤(再生クラッシャーラン:RC-40)	t=5cm t=5cm t=10cm t=15cm t=25cm 計60cm	TA=29.50
	C交通	表層路盤(密粒度改質Ⅱ) 上層路盤(粗粒度) 上層路盤(瀝青安定処理) 上層路盤(粒度調整碎石:M-40・RM-40) 下層路盤(再生クラッシャーラン:RC-40)	t=5cm t=5cm t=10cm t=35cm t=35cm 計90cm	TA=39.00
	D交通	表層路盤(密粒度改質Ⅱ) 中間層(粗粒度・改質Ⅱ) 上層路盤(粗粒度) 上層路盤(瀝青安定処理) 上層路盤(粒度調整碎石:M-40・RM-40) 下層路盤(再生クラッシャーラン:RC-40)	t=5cm t=5cm t=5cm t=10cm t=45cm t=50cm 計120cm	TA=51.25
歩道部 一層敷均厚 C-40 RC-40 10cm	透水性舗装の断面	一般部(単位cm) 表層(開粒度・4)+路盤(C-40又はRC-40・10)+フィルター層(砂層10) 切下げ部(普通車4.2m以内) 表層(開粒度・5)+路盤(C-40又はRC-40・20)+フィルター層(砂層10) 切下げ部(大型車6m以内) ※大型車は密粒舗装で復旧すること		全厚24cm 全厚35cm
	密粒度の舗装断面	一般部(単位cm) 表層(密粒度・3)+路盤(C-40又はRC-40・10) 切下げ部(普通車4.2m以内) 表層(密粒度・5)+路盤(C-40又はRC-40・20) 切下げ部(大型車6m以内) 表層(密粒度・5)+基層(粗粒度・5)+路盤(C-40又はRC-40・30)		全厚13cm 全厚25cm 全厚40cm
	コンクリート舗装	一般部(単位cm) *目地材は10mに1箇所挿入 表層(コンクリート・7)+路盤(C-40又はRC-40・10)コンクリートは16-8 切下げ部(普通車4.2m以内) 表層(コンクリート・10)+路盤(C-40又はRC-40・20) 切下げ部(大型車6m以内) 表層(コンクリート・15)+路盤(C-40又はRC-40・30)		全厚17cm 全厚30cm 全厚45cm

## 路面復旧区分

平成14年4月

番号	路線名	交通区分	箇所
<b>一般国道</b>			
129	国道129号	D交通	舗装台帳にて舗装断面を確認の事
412	国道412号	C交通	妻田～旧道～津久井境、基層は改質Ⅱとする
	412号バイパス	D交通	水引～及川～現道交差点
<b>主要地方道</b>			
22	横浜～伊勢原	D交通	全線
42	藤沢座間厚木	C交通	全線
43	藤沢厚木	C交通	厚木市内
54	相模原～愛川	B交通	全線
60	厚木～清川	C交通	全線
63	(旧名称国道271号)	C交通	全線
		D交通	インター取付は舗装台帳にて舗装断面を確認の事
		C交通	表層は改質Ⅱとする
64	伊勢原～津久井	B交通	全線
65	厚木愛川津久井	C交通	国道129号山際交差点～箕輪交差点
		B交通	箕輪交差点～津久井境
70	秦野～清川	A交通	全線
<b>一般県道</b>			
508	厚木～城山	C交通	全線
511	太井～上依知	B交通	全線・基層は改質Ⅱとする
514	宮ヶ瀬～愛川	B交通	全線
601	酒井～金田	C交通	全線
602	本厚木停車場	C交通	全線
603	上粕屋～厚木	C交通	全線
604	愛甲石田停車場酒井	C交通	全線(旧道はB交通、側道はA交通)

- ① 申請時における舗装構成は国道129号、相模原大磯(旧名称国道271号)以外は、裏面「道路占用工事等に伴う路面復旧舗装構成一覧表」を参照の事。
- ② ただし、舗装工事により舗装構成及び材質を変更している場合があるので、舗装台帳で舗装構成を確認し、申請書に反映させること。
- ③ 申請図面と現地との舗装構成に相違がある場合、現場のAS舗装(表層、基層、AS安定処理)の厚さが申請断面より厚い場合は、全断面の厚さは変えず、AS舗装厚を現地に合わせる、厚さの調整はAS安定処理で行う。
- ④ AS舗装でカバーされているコンクリート舗装の路面復旧は別紙舗装断面で施工するが、延長については1ブロック(横目地間)とする。
- ⑤ 仮復旧の舗装構成は、B交通の場合であっても2層構造とする。